

事務連絡
令和元年5月24日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

「消費者安全確保地域協議会設置の手引き」の周知について（依頼）

日頃より厚生労働行政の適正な運営にご理解とご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成26年6月の消費者安全法（平成21年法律第50号）改正により、高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった者の消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会」を設置できることが規定されました。

このたび、消費者庁において地方公共団体における地域協議会の設置や地域における見守り活動の更なる充実に向けて「消費者安全確保地域協議会設置の手引き」が作成、公表されました。本手引きでは、地域協議会設置の意義やメリットを示すとともに、福祉関係者等との連携等、具体的な見守り活動の例について解説しています。

高齢者等の消費者被害の防止にあたっては、高齢者等と日常的に接する機会が多い福祉関係者との連携が特に重要となります。また、福祉部局において既に設置されているネットワークを活用することも考えられます。

貴部局におかれましては、内容をご理解の上、消費者行政担当部局との連携を促進するとともに、管内の市区町村、社会福祉協議会、民生委員児童委員等関係者への周知にご配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

（参考）「消費者安全確保地域協議会設置の手引き」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/system_improvement/consumer_safety_act_amendment/pdf/consumer_safety_act_amendment_190425_0001.pdf

（照会先）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

担当：佐藤、梁瀬、安部

代表電話：03-5253-1111（内線 2857）